



◆ NEWS ◆ 警戒区域および計画的避難区域等における詳細モニタリング結果 (5月28日)

内閣府原子力被災者生活支援チームは、平成23年8月から定期的に警戒区域及び計画的避難区域の主要道路(国道、常磐自動車道、県道、主要地方道、生活道路)の詳細モニタリングを実施しており、今般、3月から4月にかけて実施した第十三巡の結果を公表しました。

計測方法は、モニタリングカーによる走行サーベイにて、主要道路上の地上1mにおける空間線量率を10m間隔で測定しています。

今回(第十三巡)は雪解けの影響で前回と比較して線量率が上昇しているものの、前々回(第十一巡:平成24年10月から12月)の測定結果と比較すると多くの地点で積雪前と同じ程度の低下傾向であり、全般に第一巡から第十三巡へと概ね時間の経過と共に線量率が低下しています。

今後も本モニタリングを定期的実施し順次公表していく予定です。

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20130528\\_01.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20130528_01.html)

◆ NEWS ◆ 平成25年度「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の公募(5月27日)及び復興庁、経産省、県による合同説明会の開催について(5月28日)

経済産業省は5月27日、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)、及び原子力災害により甚大な被害を受けた福島県の復興を促進するため、同地域に立地する企業に対して立地補助を措置し、雇用の創出を通じて地域産業の活性化を図る平成25年度「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(以下、「津波・原子力補助金」)」創設し、5月27日から公募を開始しました。

これに関連し、経済産業省は、6月5日に福島県郡山市にて、復興庁、福島県との合同による被災地域向け支援制度の説明会を開催します。

公募および合同説明会の概要については、下記「津波・原子力補助金」事務局ホームページをご覧ください。

なお、合同説明会への参加にあたっては事前の申込みが必要になりますので、同ホームページからご登録ください。

補助金の公募及び合同説明会の概要は以下のとおりです。

<補助金の公募>

■公募概要

本補助金は、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする福島県において工場等を新增設し、新規地元雇用を創出する企業に対して補助を行うものであり、このたび、以下のとおり公募を行います。

■事業内容

本補助金は、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする

福島県の産業復興を加速するため、これらの地域において工場等を新增設し、新規地元雇用を創出する企業に対して、その経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

#### ■公募期間

平成25年5月27日（月）から7月31日（水）正午まで

#### ■補助対象者（福島県のみを抜粋して掲載）

対象地域内において、下記の対象施設を新增設（※）しようとする民間事業者 ※復旧事業は本補助金の補助対象外です。

#### ■対象施設

##### （1）工場

製造業の用に供される施設

##### （2）物流施設

自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場

##### （3）試験研究施設

製造業を営む者が、高度な技術を製品開発に利用するための試験又は研究を行う施設

##### （4）コールセンター、データセンター又はそれに類似している施設

情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設

##### （5）東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認める施設であって、基金管理人が認めるもの

※復興推進計画に基づく施設であっても、国による他の支援制度が適用可能な場合は、本補助金の対象外

#### ■対象経費

工場立地に係る初期投資額（当該事業の用に供するものに限る。）

土地取得費（賃借料は対象外）、建物及び機械設備等の取得費、これらと合わせて実施する付帯工事費

（事業の用に供する投下固定資産額が5千万円未満の投資案件は補助対象外となります。）

#### ■対象地域・補助率（補助金の上限額）

##### ○原子力災害被災地域：補助対象地域

・避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域

（1）川俣町の一部、田村市の一部、飯舘村、葛尾村、川内村、南相馬市の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町

・大企業2／3以内、中小企業3／4以内

【上限額】外部審査委員会の評価が特に高い案件は、50億円。  
その他の場合は、30億円。

（3）（1）及び（2）を除いた福島県全域

・大企業1／4以内、中小企業1／3以内

【上限額】30億円。

##### ○津波浸水地域

・津波で甚大な被害を受けた市町村

（2）新地町、相馬市、南相馬市（（1）の地域を除く）、いわき市

・大企業1／3以内、中小企業1／2以内

【上限額】外部審査委員会の評価が特に高い案件は、50億円。  
その他の場合は、30億円。

#### ■交付要件

○投下固定資産額に応じ、新規地元雇用を要件とします。

(投下固定資産額)	(新規地元雇用者数)
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

○用地・建屋への投資について

新規立地による地域の産業復興の効果を高める観点から、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の補助対象地域の用地の取得を推奨する。

ただし、津波被害の復旧・復興状況及び原子力災害の影響など、各県の実情に応じて、用地の取得を伴わない投資計画も認めることとする。(建屋の取得を伴わない設備投資のみの案件は補助対象外)。

○投資計画の発表時期について

当該補助事業に係る投資計画について、平成25年1月29日(平成25年度予算案閣議決定日)より前に対外発表した事業は、補助対象外とします。

■その他

補助事業の着手は、原則として交付決定後となります。

交付決定前の着手(事前着手)の可能性がある場合は、下記の事務局へご相談ください。

■補助金に関するお問合せ先

- ・「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」事務局  
(みずほ情報総研(株))

電話：03-5289-7204

- ・経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 産業施設課  
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金担当

電話：03-3501-1677

<合同説明会>

■開催概要

- (1) 名称：「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金及び同関連支援施策合同説明会」
- (2) 日時：平成25年6月5日(水) 13:30から16:30
- (3) 場所：福島県ハイテクプラザ1階多目的ホール(郡山市)
- (4) 対象：民間事業者、自治体、金融機関など
- (5) 参加費：無料
- (6) 主催：経済産業省/復興庁

■プログラム

- (1) 各制度の合同説明会(1時間)  
【経済産業省】津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金  
【復興庁】復興特別区域法の税制優遇、利子補給金  
【福島県】事業復興型雇用創出助成金等
- (2) 個別相談会(2時間) ※個別相談は定員に達しました。

■ 申し込み

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業公募情報HP

<http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/01/02.html#link01>

詳しくは、経済産業省及び復興庁のホームページをご覧ください。

<補助金の公募>

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/k130527001.html>

<合同説明会>

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat3/sub-cat3-1/20130527181057.html>

=====  
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆

[http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info\\_fureai\\_letter](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter)

=====  
[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]